

平成 28 年

第 2 回大阪広域水道企業団議会
(8 月臨時会)

提出議案

(第 1 号議案～第 2 号議案)

(第 1 号報告～第 2 号報告)

目 次

第 1 号議案	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団暴力団排除条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 1 号報告	平成 27 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・・・・	5
第 2 号報告	平成 27 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・	7

第1号議案

非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年8月10日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
(他の法令による給付との調整)			(他の法令による給付との調整)		
第8条 (略)			第8条 (略)		
傷病補償年金	(略)	(略)	傷病補償年金	(略)	(略)
	障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>		障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.88</u>		障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	<u>0.86</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、適用日以後に支給す

べき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第2号議案

大阪広域水道企業団暴力団排除条例一部改正の件

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年8月10日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第3号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。</p> <p>2 実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第2号</u>に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。</p> <p>2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。</p>

第2条 大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第4号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第3号</u>に規定する実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の</p>

<p>排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。</p> <p>2 （略）</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

第1号報告

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に關す
る計画について、次のとおり報告する。

平成28年8月10日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

平成27年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明 説	
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金				
水道事業 資本的 支出	建設 改良 費	改良事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			41,601,394,000	39,345,960,261	1,384,322,032	0	0	0	1,384,322,032	871,111,707	0		
			27,001,246,000	24,745,813,601	1,384,322,032	0	0	0	1,384,322,032	871,110,367	0		
			24,516,434,000	22,313,388,386	1,384,322,032	0	0	0	1,384,322,032	818,723,582	0	工事関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、やむなく繰越しを必要とした。	

第2号報告

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

平成28年8月10日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

平成27年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
工業用水道事業資本的支出	建設改良費	増設改良事業	4,736,041,900	3,177,260,480	309,903,099	円	円	円	円	1,248,878,321	円	
			2,708,127,900	2,149,346,849	309,903,099	円	円	円	円	248,877,952	円	
			2,708,127,900	2,149,346,849	309,903,099	円	円	円	円	248,877,952	円	工事関係機関との調整等に日時を要したことにより、やむなく繰越しを必要とした。